

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事長、副会長その他の理事及び監事に対して、報酬を支給する。

(支給額)

第3条 日常の業務を行う理事長、理事等に対し、それぞれ下記の報酬を支給する（旅費の実費弁償相当額含む）。但し、府外出張の場合は別途、旅費の実費弁償額を支給する。

理事長	月 額 17万円
理事・就業支援センター・収益事業担当副会長	同 6万円
理事・総合施設長	同 10万円

2 外部から招へいする理事及び監事については、理事会への出席並びに監査の実施に際し、旅費の実費弁償相当額として、1万円を支給する。

(支給日)

第4条 前条第1項の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。同第2項の報酬は、開催の都度支払う。

(改 正)

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年8月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年8月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年8月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 8 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から施行する。